

岡瀬支総第51号
令和2年5月19日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和元年11、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和元年11月，12月実施分）

東区役所 瀬戸支所 総務民生課

指摘事項

令和元年9月30日現在，滞納繰越分の収入未済額が，墓地管理手数料において17万円余（収納率0%）認められました。

今後とも，この解消に格段の努力をしてください。

また，現年度分についても，滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

当該債権については，生活安全課とも協議し，消滅時効や時効の中断，不納欠損等について改めて整理し，消滅時効が成立していた債権については，不納欠損処理（68,000円 令和2年3月27日付）を行いました。

また，今後の対応についても協議し，定期的な催告や訪問等のもとより，使用者死亡の未納分については，再度，血縁関係者の調査を行い，他の相続人へ催告状を送付することとしています。

今後とも，債権管理マニュアルに則った適切な納付勧奨等を行うとともに，現年度分についても，滞納繰越を生じないように一層の努力をいたします。

(令和元年9月30日現在)

節	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
保健衛生手数料	墓地管理手数料 (滞納繰越分)	円 179,300	円 0	円 0	円 179,300	% 0

(令和2年3月31日現在)

節	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
保健衛生手数料	墓地管理手数料 (滞納繰越分)	円 179,300	円 0	円 68,000	円 111,300	% 0